

鈴鹿市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則をここに公布する

。

令和 7 年 3 月 2 6 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 8 号

鈴鹿市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鈴鹿市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 7 年鈴鹿市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 条例等の手続等（条例第 4 条から第 7 条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 2 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。

(2) 電子証明書 申請等を行う者又は市の機関が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市の機関の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機（市の機関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備え

たものに限る。次条第1項において同じ。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、次に掲げる事項を、市長の定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

(1) 当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項

(2) 当該申請等を書面等により行うときに添付すべきこととされている書面等に記載され、若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項(前号に掲げる事項を除く。)

2 市長が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等をする者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、当該申請等が行われるべき市長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(1) 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の規定により登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書をいう。)

(3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する電子証明書

3 他の条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せて必要とするものを含む。)について、第1項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

(申請等に係る氏名又は名称を明らかにする措置)

第5条 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う申請等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって前条第2項各号に掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は同項ただし書に規定する措置とする。

(情報通信技術による手数料の納付)

第6条 条例第4条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものは、第4条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第4条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市の機関が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市の機関が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第5条第1項本文に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機（市の機関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第9条 市の機関は、条例第5条第1項本文の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市長の定めるところにより、市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 市の機関は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを記録しなければ

ばならない。ただし、市の機関等に対して処分通知等を行う場合において、市長の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

（処分通知等を受ける旨の表示の方法）

第10条 条例第5条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

（1） 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

（2） 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長の定めるところによる届出

（処分通知等に係る氏名又は名称を明らかにする措置）

第11条 条例第5条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に添付することとする。

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第12条 条例第5条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（1） 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると市の機関が認める場合

（2） 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市の機関が認める場合

（電磁的記録による縦覧等）

第13条 市の機関は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該市の機関の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第14条 市の機関は、条例第7条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項

を当該市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

（作成等に係る氏名又は名称を明らかにする措置）

第15条 条例第7条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録することとする。

（適用除外）

第16条 条例第8条第1号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定める手続等は、次に掲げる手続等とする。

（1） 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると市の機関が認める手続等

（2） 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があると市の機関が認める手続等

（3） 前2号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと市の機関が認める手続等（条例第9条に規定する規則で定める書面等及び措置）

第17条 条例第9条に規定する規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げる書面等とし、条例第9条に規定する規則で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、条例等の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。